（資料四）

平成二十四年六月

定例島根県議会議案（条例）

参考資料

目　　次

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例 …… 1

島根県部設置条例の一部を改正する条例 …… 1

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例 …… 2

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 2

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 3

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 …… 4

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例 … 4

平成24年６月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第87号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

１　提案理由

財団法人島根県環境保健公社が県の出資法人でなくなったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

２　条例の概要

⑴　経営評価の対象法人から財団法人島根県環境保健公社を除くこと。

⑵　評価対象法人の定義に係る規定の整備

⑶　条例の題名を島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例に改めること。

⑷　その他規定の整備

３　施行期日

公布の日から施行する。

第88号議案

島根県部設置条例の一部を改正する条例

１　提案理由

地域振興部の所掌事務の一部を土木部の所掌事務とすることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

２　条例の概要

⑴　地域振興部の所掌事務のうち、土地対策に関する事項を土木部の所掌事務とすること。

⑵　次に掲げる条例の一部改正

ア　島根県国土利用計画審議会条例

イ　島根県土地利用審査会条例

３　施行期日

公布の日から施行する。

第89号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1　提案理由

中心市街地の活性化に関する法律に基づく県税の不均一課税について、普通交付税の減収補塡措置の対象となる期間が経過したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

中心市街地の活性化に関する法律に基づき商業基盤施設の用に供する建物等を設置した場合に、不動産取得税及び固定資産税を不均一課税とする措置を廃止すること。

3　施行期日

公布の日から施行する。

第90号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1　提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、及び電気用品安全法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

⑴　旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を奥出雲町に権限移譲すること。

⑵　電気用品安全法の改正に伴う規定の整理

3　施行期日

2の⑵については公布の日から、2の⑴については平成24年10月1日から施行する。

第91号議案

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

1　提案理由

警戒区域の区域等が見直されたことに伴い、地方警察職員の特殊勤務手当の特例に係る支給要件、金額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

(1)　支給要件の新設

支給対象となる作業	手　当　額
ア　東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業のうち原子炉建屋内において行うもの及び(2)のアの(イ)以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）	1日　20,000円
イ　帰還困難区域において行う作業	
(ア)　屋外において行うもの	1日　6,600円
(イ)　屋内において行うもの	1日　1,330円
ウ　居住制限区域において行う作業	
(ア)　屋外において行うもの	1日　3,300円
(イ)　屋内において行うもの	1日　660円

(2)　手当額の改正

区　　分	改　正　前	改　正　後
ア　東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業		
(ア)　原子炉建屋内において行うもの、(1)のア及び(イ)以外のもの	1日　20,000円	1日　13,300円
(イ)　人事委員会規則で定める施設内において行うもの	1日　5,000円	1日　3,300円

イ　警戒区域において行う作業		
㈠　屋外において行うもの	1日　10,000円	1日　6,600円
㈡　屋内において行うもの	1日　2,000円	1日　1,330円

⑶　その他規定の整備

3　施行期日

公布の日から施行する。

第92号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

1　提案理由

国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険の財政の調整を図るため、島根県国民健康保険調整交付金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

普通調整交付金及び特別調整交付金のそれぞれの総額の、島根県国民健康保険調整交付金に占める割合の改正

区　　分	改　正　前	改　正　後
普通調整交付金	7分の6	9分の6
特別調整交付金	7分の1	9分の3

3　施行期日等

公布の日から施行し、平成24年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。

第93号議案

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

1　提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、島根県障害者介護給付費等不服審査会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

⑴　現在の島根県障害者介護給付費等不服審査会は、新たに児童福祉法に基づく障害児通所給付費等不服審査会を兼ねるものとすること。

⑵　島根県障害者介護給付費等不服審査会の取り扱う審査請求の事件に、障害者自立支援法に規定する地域相談支援給付費等及び児童福祉法に規定する障害児通所給付費等に係る市町村の処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを追加すること。

⑶　児童福祉法施行令に規定する合議体を構成する委員の定数は、５人とすること。

⑷　その他規定の整備

3　施行期日

公布の日から施行する。